

「私たちの健康保険」

1. 健康保険のしくみ

健康保険は、働く人と事業主が保険料を出し合って、必要な医療や給付金を受けられるよう皆さんの生活の安定を図ります。

2. 名古屋薬業健康保険組合のあらまし

平成30年3月末現在

設立	昭和35年4月1日			
組合に加入できる業種	医薬品（含医薬部外品）、化学薬品（小分包装）、医療器具・機械、介護機器・用品（福祉用具）、衛生材料の製造または卸販売および小売業			
加入できる地域	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、富山県、石川県			
加入事業所数	129事業所			
被保険者数	10,555人	被扶養者数	8,471人	
保険料率	健康保険 9.9%		介護保険 1.5%	
	被保険者負担	事業主負担	被保険者負担	事業主負担
	4.95%	4.95%	0.75%	0.75%

3. 健康保険組合の事業

①保険給付・・・病気やけがなどのときに医療費を負担します。また、休業・出産・死亡のときに各種給付金を支給します。
(別表1)

- (ア) 法定給付・・・法律で定められた給付
- (イ) 付加給付・・・組合独自の上乗せ給付

②保健事業・・・病気の予防や健康の保持・増進のための各種事業を行います。
(別表2)

4. 健康保険組合に加入する人

①被保険者（保険料を払って加入している人）

従業員が常時1人以上いる法人、5人以上いる個人経営の事業所に働く人は、就職した日に資格を取得し、退職日や死亡した日の翌日または75歳の誕生日に資格がなくなります。

②被扶養者（被保険者に扶養生計維持されていると認められた人）

75歳未満の方で主として被保険者によって生計維持されており、年間収入が130万円（60歳以上または障害者の方は180万円）未満で被保険者の収入の2分の1未満の下記の人。

被保険者と別居でもよい人	被保険者と同居が条件の人
<ul style="list-style-type: none">配偶者（内縁関係でもよい）子、孫及び兄弟姉妹父母、祖父母などの直系尊属	<ul style="list-style-type: none">配偶者の父母や子など左記以外の3親等内の親族内縁関係の配偶者の父母および子内縁関係の配偶者死亡後の父母および子

※なお、別居の場合は、上記の収入条件を満たしたうえ、かつ、被扶養者の収入が被保険者の仕送り額より少ないこととされています。

5. 保険料

(1) 毎月の保険料

被保険者が労働の対償として受けるさまざまな報酬を、区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」にあてはめ、これに保険料率（40歳以上65歳未満の方は介護保険料が加算されます。）を乗じて計算します。

なお、標準報酬月額は、最低58,000円から最高1,390,000円までの50等級に分かれています。

<標準報酬月額を決める時期>

①入社したとき（資格取得時決定）

- ・初任給等を基礎に決めます。

②毎年7月1日現在で（定時決定）

- ・毎年4月・5月・6月の報酬を基礎に決め直し、その年の9月1日～翌年8月31日まで適用されます。

③昇降給などで給料等が大幅に変わったとき（随時改定）

- ・昇降給などで、毎月決まってもらう給料等が大幅に変わった場合、変更のあった月から3ヶ月間の報酬を基礎に決め直し、その翌月から適用されます。

(2) 賞与等の保険料

賞与等（ボーナスや決算手当）も保険料の対象となり、賞与等支給額の1,000円未満を切り捨てた「標準賞与額」に保険料率（40歳以上65歳未満の方は介護保険料が加算されます。）を乗じて計算します。

なお、賞与等にかかる保険料の算出基礎となる標準賞与額の上限額は、年度累計（4月～翌年3月）で573万円です。

※ ただし、年4回以上の賞与等は年額の12分の1の額を報酬に加算し「標準報酬月額」にあてはめ計算します。



ライフサイクルでみる健康保険 入社から退職まで

入社したとき

[健康保険組合に加入]

- ・「保険証」が交付されます。
- ・「健康保険料」の負担額が決められ、毎月の給与および賞与から納めます。



結婚したとき

[配偶者を扶養家族にする]

- ・健康保険組合に加入するには、「被扶養者（異動）届」等を提出し、認定を受けます。
- ・20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第3号被保険者に該当するため、「被扶養者（異動）届」と同時に「国民年金第3号被保険者関係届」を提出します。



[氏名が変わった]

- ・「氏名変更届」に保険証を添えて、健康保険組合に提出します。

子の誕生

[本人が出産]

- ・出産のため会社を休み給与を受けられないときは、「出産手当金」が受けられます。
- ・「出産育児一時金」が受けられます。
- ・産前産後、育児休業期間中は、申請により健康保険料の負担が免除されます。



[家族が出産]

- ・「家族出産育児一時金」が受けられます。

[出生児を扶養家族にする]

- ・健康保険組合に加入するには、「被扶養者（異動）届」等を提出し、認定を受けます。

40歳になったとき

[介護保険に加入]

- ・「介護保険料」の負担額が決められ、健康保険料と併せて毎月の給与および賞与から納めます。



扶養家族の増減

[配偶者の退職などで、扶養家族が増える]

- ・健康保険組合に加入するには、「被扶養者（異動）届」等を提出し、認定を受けます。

[配偶者の再就職、子の就職などで、扶養家族が減る]

- ・健康保険組合に「被扶養者（異動）届」と保険証を提出し、被扶養者削除の手続きを行います。

退職するとき

[新たに加える医療保険制度の決定]

- ・健康保険組合に保険証を返却します。
- ・健康保険組合に所定の手続きをすれば、引き続き「任意継続被保険者」として加入できます。

65歳になったとき

[介護保険の加入のしかた変更]

- ・介護保険の第1号被保険者となり、「介護保険証」が交付されます。
- ・介護保険料は、年金から天引きか、市区町村へ直接納めます。

70歳になったとき

[医療保険の自己負担割合変更]

- ・加入している医療保険から「高齢受給者証」が交付され、自己負担割合が2割（現役並所得者は3割）になります。



75歳になったとき

[後期高齢者医療制度に加入]

- ・広域連合（市区町村）から「保険証」が交付されます。
- ・今まで加入していた医療保険から離れて、加入者全員が保険料を納めます。
- ・自己負担割合は1割（現役並所得者は3割）
- ・保険料は年金から天引きか、市区町村へ直接納めます。

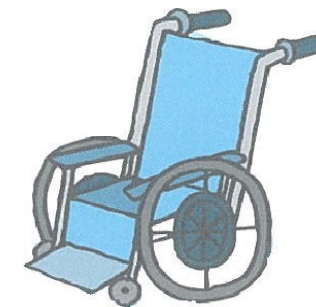
日常のできごとから

業務外で病気がけがをしたとき

- ・保険医療機関で、治療に必要な医療を受けたときは、3割（小学校入学前は2割、70歳以上は原則2割）負担で受けられます。
- ・入院したときには、食費として1食360円（1日3食を限度）を負担します。65歳以上の方が療養病棟に入院した場合、1食460円（1日3食を限度）と1日3200円の居住費も負担します。
- ・接骨院、はり・灸、あんま、マッサージなどにかかったときは、原則として施術費全額を立て替え払いし、払い戻し（「療養費」）を受けます。
- ・コルセットやギブスを作った場合は、費用全額を立て替え払いし、払い戻し（「療養費」）を受けます。
- ・先進医療等を受けたり、差額ベッドで入院したりしたときは、保険のワク内は3割（小学校入学前は2割、70歳以上は原則2割）負担し、保険のワク外は全額自己負担します。
- ・訪問看護ステーションから、訪問看護を受けたときは、3割（小学校入学前は2割、70歳以上は原則2割）負担で受けられます。
- ・交通事故にあったときは、健康保険で治療を受けられますが、健康保険組合に「第三者行為による傷病届」等を提出する必要があります。

医療費が高額になったとき

- ・自己負担額が高額になったときには、「高額療養費」が受けられます。（事前に健康保険組合から「限度額適用認定証」の交付を受けておくと、自己負担額が高額療養費の自己負担限度額までで済むようになります。）
- ・介護保険と健康保険の自己負担額が高額になったとき「高額介護合算療養費」が受けられます。
- ・1年間の自己負担額が一定額を超えたときには、「医療費控除」が受けられ、税金が払い戻されます。




業務外の病気がけがで会社を休み給与を受けられないとき

- ・生活補償として、「傷病手当金」が受けられます。

亡くなったとき

- ・本人が亡くなったときには「埋葬料」が、家族が亡くなったときには「家族埋葬料」が支給されます。

保険給付一覧と手続きのしかた

こんなとき	対象者	受けられる給付		請求手続き (事業所の健保担当者へ提出してください)	
<p>病気やけがをしたとき</p> 	被保険者	療養の給付	<p>病気やけがをしたとき、下記を支給 小学校入学前 : 医療費の8割 (自己負担2割) 小学校入学後70歳未満 : 医療費の7割 (自己負担3割) 70歳以上 : 一般 : 医療費の8割 (自己負担2割) ※平成26年3月31日までに70歳に達した方 : 医療費の9割 (自己負担1割) 現役並所得者 : 医療費の7割 (自己負担3割)</p>	<p>健保組合が自動的にいきますので、手続きは不要です</p>	
	被扶養者	家族療養費		<p>「療養費支給申請書」に領収書等を添付して提出。 コルセット、ギブス、あんま、はり、きゅう、マッサージなどの費用を請求するときは、医師の同意書または意見書を添付</p>	
	被保険者 被扶養者	保険外併用療養費	<p>先進医療を受けたときや差額ベッドで入院したときなど、保険外の療養を併用したとき、健康保険のワク内は上記と同じ、ワク外は全額自己負担</p>	<p>「高額療養費支給申請書」に領収書のコピーを添付して提出 ※「限度額適用認定申請書」を提出し、「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関に提示すると高額療養費の申請は原則不要です。</p>	
		療養費	<p>急病で保険証を持っていないとき、コルセットなどを装着したときなど、たてかえ払いをした場合、健保組合が認めた額から自己負担額を差し引いた額を支給</p>		
		高額療養費 合算高額療養費	<p>1ヵ月、1件ごとの自己負担限度額は所得に応じた下記金額まで、それを超えた額を支給 (世帯合算等の負担軽減措置もあり) 70歳未満：標準報酬月額 83万円以上：252,600円+(医療費-842,000円)×1% 53万円以上83万円未満：167,400円+(医療費-558,000円)×1% 28万円以上53万円未満：80,100円+(医療費-267,000円)×1% 28万円未満：57,600円 70歳以上： ・平成29年8月～平成30年7月まで 現役並み所得者：標準報酬月額 28万円以上：外来：57,600円 世帯単位：80,100円+(医療費-267,000円)×1% 一般：標準報酬月額 28万円未満：外来：14,000円(年間上限144,000円) 世帯単位：57,600円 ・平成30年8月～ 現役並み所得者：標準報酬月額 83万円以上：252,600円+(医療費-842,000円)×1% 53万円以上83万円未満：167,400円+(医療費-558,000円)×1% 28万円以上53万円未満：80,100円+(医療費-267,000円)×1% 一般：標準報酬月額 28万円未満：外来：18,000円(年間上限144,000円) 世帯単位：57,600円 ※血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群および慢性腎不全(人工透析)患者の自己負担限度額は、1ヵ月10,000円(人工透析を要する70歳未満の標準報酬月額53万円以上の方は20,000円)</p>		
		高額介護合算療養費	<p>毎年8月～翌年7月までの1年間に払った医療保険および介護保険の自己負担額が一定額を超えたとき、超えた額を支給</p>		<p>「支給申請書」に市区町村が交付する「自己負担証明書」を添付して提出</p>
		訪問看護療養費	<p>訪問看護を受けたとき、下記を支給 小学校入学前 : 定められた全費用の8割 (自己負担2割) 小学校入学後70歳未満 : 定められた全費用の7割 (自己負担3割) 70歳以上 : 一般 : 定められた全費用の8割 (自己負担2割) ※平成26年3月31日までに70歳に達した方 : 定められた全費用の9割 (自己負担1割) 現役並所得者 : 定められた全費用の7割 (自己負担3割)</p>		<p>健保組合が自動的にいきますので、手続きは不要です</p>
		入院時食事療養費	<p>入院したときの食事は、1日3食分まで1食につき460円を自己負担し、それを超えた額を支給</p>		
		入院時生活療養費	<p>65歳以上の方が療養病床に入院したとき、食費として1日3食まで1食につき460円、居住費として1日につき370円を自己負担し、それを超えた額も支給</p>		
		移送費	<p>病気やけがのために移動困難で、医師の指示で緊急に移送したときは、基準内であればかかった費用の10割を支給</p>		
病気やけがで働けないとき	被保険者	傷病手当金	<p>療養のため仕事を休み、給与を受けられないとき、引き続き3日間の待期をおき4日以上休んだ場合、4日目から1日につき支給開始日の属する月から直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1の3分の2を1年6ヵ月間支給</p>	<p>「傷病手当金申請書」に、事業主の休業および報酬支払いの有無に関する証明と、医師の“労務不能”の証明を受けて提出</p>	
		傷病手当金付加金	<p>上記に当組合独自で支給開始日の属する月から直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1の5%をプラスして支給</p>	<p>「出産手当金申請書」に、事業主の休業および報酬支払いの有無に関する証明と、医師または助産師の証明を受けて提出</p> <p>「出産育児一時金申請書」に、医師、助産師または市区町村長に出産したことの証明を受け、領収書のコピーと医療機関から交付された代理契約に関する文書のコピーを添付して提出 ※直接支払制度を利用する方は健保組合への手続きは原則不要です。</p>	
出産したとき	被保険者	出産手当金	<p>出産のため仕事を休み、給与を受けられないとき、欠勤1日につき支給開始日の属する月から直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1の3分の2を 出産の日以前42日(多胎98日。出産予定日が遅れた期間も支給)、出産の日後56日間支給</p>		
被保険者 被扶養者	出産育児一時金	<p>1児につき420,000円を支給 ただし産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産したときまたは、在胎週数第2週未満で出産したときは404,000円</p>	<p>「埋葬料(費)申請書」に、死亡について事業主の証明を受けて提出。なお、埋葬費の請求の場合は、ほかに埋葬にかかった費用の領収書と明細書を添付</p>		
死亡したとき	被保険者	埋葬料(費)	一律50,000円を支給	<p>「家族埋葬料申請書」に、死亡について事業主の証明を受けて提出</p>	
		埋葬料付加金	上記に当組合独自で10,000円をプラスして支給		
	被扶養者	家族埋葬料	一律50,000円を支給		
		家族埋葬料付加金	上記に当組合独自で3,000円をプラスして支給		

